

第 20 回・第 21 回
法曹養成制度改革顧問会議
配付資料（抜粋）

法曹養成制度改革の推進について〈実施状況〉

→ 見通し

平成27年5月28日

2年

項目	担当	事項	期限	進捗状況(平成27年4月末まで)	平成26年												平成27年						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
法曹有資格者の活動領域の在り方	法務省/推進室	有識者会議を設け、更に活動領域を拡大(試行等)		試行状況等を踏まえ、活動領域の拡大に向けた課題と展望に係る検討中。	「有識者会議」の下、3つの分科会で試行開始			各施策(新規のものを含む。)のフォローアップ(随時、顧問会議に報告)			試行結果等の分析・取りまとめ			顧問会議報告									
今後の法曹人口の在り方	推進室	必要な調査(実施・結果公表)	2年	推進室において調査結果を報告書に取りまとめ(27.4.20)。引き続き法曹人口の在り方について検討中。	調査デザイン検討			データ収集 既存データの分析			総合データ分析			取りまとめ 顧問会議検討									
法曹養成課程における経済的支援	(最高裁)	移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和(実施)	速やか	いずれも67期(25.11修習開始)から実施(入寮は66期から一部実施)。																			
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始)中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策(検討・結論)	[結論]1年 [実施]2年	公的支援見直しの更なる強化策(補助金増減)、加算プログラムの審査結果を公表。中教審で抜本的組織見直し促進を取りまとめ。認証評価の厳格化に向けて省令を改正(27.4.1施行)。	各法科大学院における入学定員見直し、連合・連携、改組転換の検討			補助金増減の審査			審査結果公表			順次、組織見直し									
	推進室	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策(検討・結論)	[結論]1年	派遣見直し基準案を策定。(第2回推進会議(26.4.18)で見直し基準を決定)	検討			推進会議方針決定			方針公表			実施/実施を期待									
	法務省/(最高裁)	上記の実施/(上記の実施を期待)	[実施]2年	推進会議決定に基づき、平成27年度から実施。																			
	推進室	法的措置の具体的な制度の在り方(検討・結論)	2年	顧問会議に諮りつつ検討中。(第4回顧問会議(25.12.9)で基本的方向性提示)	公的支援見直し強化策等の実施状況をフォローアップしつつ、具体的措置の在り方の検討																		
	文科省	法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援(検討・結論)	[結論]1年 [実施]2年	公的支援見直しの更なる強化策(補助金増減)により、先導的な取組の支援を決定。加算プログラムの審査結果を公表(27.1.16)。	各法科大学院における先導的な取組の検討			補助金増減の審査			審査結果公表			先導的な取組の推進									
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始)「共通到達度確認試験(仮称)」の導入(基本設計・実施を検討)	2年	中教審において基本設計を取りまとめ。第1回試行を実施(27.3.12)。結果を分析中。	中教審取りまとめ			試行的実施を図りつつ、詳細を検討			試行			本格実施に向けた検証の実施									
	推進室	文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」(司法試験との関係:制度設計・実施の検討) 文科省:その後実施準備→(5年以内に試行開始目標)	2年		文科省の検討状況を見つつ、司法試験短答式試験の免除を想定して、その制度設計等																		
	文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶ仕組みの導入(検討・実施準備)	1年	未修者教育に対する法律基本科目の指導の充実に向けて関係法令の運用を見直し。 ※26.8.11通知	中教審取りまとめ			順次、検討・実施準備			順次、実施												
	司法試験	法務省	受験回数制限の緩和(5年以内5回)・短答式試験科目を3科目に限定(司法試験法改正作業)	1年	26.5.28法案成立 26.10.1施行	立案作業			法案提出			法案成立			施行								
推進室		論文式の試験科目の削減(検討・結論)	2年	顧問会議に諮りつつ検討中。	選択科目廃止案を検討			結論(必要に応じて推進会議開催)															
推進室		予備試験の在り方(検討・結論)	2年	顧問会議に諮りつつ検討中。	科目を含め、在り方を検討			結論(必要に応じて推進会議開催)															
(法務省司法試験委員会)		司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方(検討体制整備)	2年	幹事を選任し、平成27年司法試験の方式を決定済。具体的な方式等について更に検討中。	平成27年司法試験に向けた検討			結論			更なる検討の継続												
司法修習	(最高裁)	司法修習生に対する導入的教育・選択型実務修習等、司法修習内容の更なる充実(検討)	2年	68期から司法研修所で導入修習を実施。分野別実務修習ガイドラインを策定し、実施。	導入修習の具体的な方策について検討、分野別実務修習ガイドラインを実施																		
	推進室	司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方(検討)	2年	第4回顧問会議(25.12.9)で導入修習の創設を報告。	検討			推進会議報告															

推進会議報告(これまでの状況)・決定(活動領域等の今後の方針)
官邸・与党の了解

推進会議の開催日: 25.9.17, 4.18
顧問会議の開催日: 25.9.24, 10.11, 11.12, 12.9, 12.1, 2.25, 3.27, 5.23, 6.12, 6.27, 7.14, 9.30, 11.20, 12.16, 1.27, 2.24, 3.19, 3.26, 4.16, 5.21, 5.28, 6.11, 6.30

平成27年司法試験の受験予定者

平成27年5月1日

1 受験予定者数等		8, 957人
(1) 性別構成	男性	6, 635人 (74. 08%)
	女性	2, 322人 (25. 92%)
(2) 受験資格		
ア 法科大学院課程修了の資格に基づいて受験する者		8, 650人 (96. 57%)
(ア)のうち既修者・法学部卒		3, 337人 (38. 58%)
(イ)のうち既修者・非法学部卒		408人 (4. 72%)
(ウ)のうち未修者・法学部卒		3, 315人 (38. 32%)
(エ)のうち未修者・非法学部卒		1, 590人 (18. 38%)
	(注) 受験願書に基づく情報	
イ 司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者		307人 (3. 43%)
(3) 受験回数		
	1回目	3, 137人 (35. 02%)
	2回目	2, 639人 (29. 46%)
	3回目	2, 169人 (24. 22%)
	4回目	1, 012人 (11. 30%)
2 選択科目別受験予定者		
倒産法		1, 707人 (19. 06%)
租税法		623人 (6. 96%)
経済法		996人 (11. 12%)
知的財産法		1, 193人 (13. 32%)
労働法		2, 614人 (29. 18%)
環境法		584人 (6. 52%)
国際関係法 (公法系)		137人 (1. 53%)
国際関係法 (私法系)		1, 103人 (12. 31%)
3 試験地別受験予定者		
札幌市		271人 (3. 03%)
仙台市		300人 (3. 35%)
東京都		5, 017人 (56. 01%)
名古屋市		672人 (7. 50%)
大阪市		1, 798人 (20. 07%)
広島市		372人 (4. 15%)
福岡市		527人 (5. 88%)

平成27年司法試験の受験者数について

平成27年5月13日

平成27年司法試験の受験者数は、下記のとおりです。
なお、速報値のため、今後、変更することがあります。

記

1 受験者数 8, 016人

2 試験地別受験者数

札幌市	246人
仙台市	271人
東京都	4,495人
名古屋市	585人
大阪市	1,616人
広島市	334人
福岡市	469人

平成27年司法試験予備試験の出願状況について

平成27年司法試験予備試験の出願状況は、下記のとおりです（平成27年4月16日現在）。

記

1 出願者数 12,543人（前年12,622人）

2 試験地別

北海道	315人（2.51%）
仙台市	268人（2.14%）
東京都	8,003人（63.80%）
名古屋市	633人（5.05%）
兵庫県	2,425人（19.33%）
広島市	283人（2.26%）
福岡市	616人（4.91%）

平成27年司法試験予備試験の受験者数について

平成27年5月18日

平成27年司法試験予備試験の受験者数は、下記のとおりです。

なお、速報値のため、今後変更することがあります。

記

1 受験者数 10,334人／（出願者数：12,543人）

2 試験地別

北海道	254人
仙台市	213人
東京都	6,629人
名古屋市	514人
兵庫県	2,003人
広島市	230人
福岡市	491人

司法試験・予備試験受験状況等について(平成18年～平成27年)

司法試験

【単位:人】

	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年
出願者数	9,072	9,255	10,315	11,265	11,891	11,127	9,734	7,842	5,401	2,137
(前年比)	-183	-1,060	-950	-626	764	1,393	1,892	2,441	3,264	
受験予定者数	8,957	9,159	10,178	11,100	11,686	10,908	9,564	7,710	5,280	2,125
(前年比)	-202	-1,019	-922	-586	778	1,344	1,854	2,430	3,155	
受験者数	8,016	8,015	7,653	8,387	8,765	8,163	7,392	6,261	4,607	2,091
(前年比)	1	362	-734	-378	602	771	1,131	1,654	2,516	
短答合格者数		5,080	5,259	5,339	5,654	5,773	5,055	4,654	3,479	1,684
(前年比)		-179	-80	-315	-119	718	401	1,175	1,795	
最終合格者数		1,810	2,049	2,102	2,063	2,074	2,043	2,065	1,851	1,009
(前年比)		-239	-53	39	-11	31	-22	214	842	

予備試験

【単位:人】

	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年	平成23年
出願者数	12,543	12,622	11,255	9,118	8,971
(前年比)	-79	1,367	2,137	147	
受験者数	10,334	10,347	9,224	7,183	6,477
(前年比)	-13	1,123	2,041	706	
短答合格者数		2,018	2,017	1,711	1,339
(前年比)		1	306	372	
論文合格者数		392	381	233	123
(前年比)		11	148	110	
最終合格者数		356	351	219	116
(前年比)		5	132	103	

2015年5月22日

適性試験管理委員会

法科大学院協会
公益財団法人日弁連法務研究財団
公益社団法人商事法務研究会

2015年5月31日（日）および6月14日（日）実施予定の「2015年法科大学院全国統一適性試験」の志願者数を公表いたします（速報値）。

1. 志願者数（速報値）

- 第1回（2015年5月31日）……3,153名（対前年比12.4%減）
- 第2回（2015年6月14日）……3,541名（対前年比13.0%減）

2. 各地区の志願者数……別紙参照

3. 過去の志願者数（確定値）

○2011年

- 第1回（2011年5月29日）……5,946名
- 第2回（2011年6月12日）……7,386名

○2012年

- 第1回（2012年5月27日）……5,185名
- 第2回（2012年6月10日）……5,967名

○2013年

- 第1回（2013年5月26日）……4,387名
- 第2回（2013年6月9日）……4,964名

○2014年

- 第1回（2014年5月25日）……3,599名
- 第2回（2014年6月8日）……4,068名

*2015年法科大学院全国統一適性試験受験要項は、ホームページ (<https://www.jlf.or.jp/jlsat/index.shtml>) をご参照ください。

適性試験管理委員会事務局
TEL 03 (5614) 6286

2015 年地区別志願者数

第 1 回(5月31日)

地 区	志願者(人)
札 幌	78
仙 台	63
東京 23 区	1359
東京西部	296
神奈川	219
金 沢	29
愛 知	126
京 都	317
大 阪	300
兵 庫	137
岡 山	52
広 島	38
福 岡	107
熊 本	14
沖 縄	18
合 計	3153

第 2 回(6月14日)

地 区	志願者(人)
札 幌	101
仙 台	80
東京 23 区	1579
東京西部	323
神奈川	240
愛 知	152
京 都	351
大 阪	322
兵 庫	168
広 島	71
福 岡	128
沖 縄	26
合 計	3541

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会
取りまとめ

平成27年5月25日
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会

前文

国民の権利意識が高まり、また、社会情勢が複雑化している現代社会において、「法の支配」を広く社会に及ぼすためには、法曹有資格者が、公的機関、企業、国際的な分野等において、その専門性を生かして多様な役割を果たすことが重要である。平成 24 年 8 月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は、平成 25 年 6 月 26 日に行った意見の取りまとめの中で、法曹有資格者の活動領域は広がりつつあり、法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められつつある、とする一方、未だその広がりが限定的といわざるを得ない状況にあるとしている。そして、同年 7 月 16 日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては、前記取りまとめの内容を是認した上で、「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。」とされたところである。

当有識者懇談会は、同決定を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として平成 25 年 9 月に設置され、当有識者懇談会の下に設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の 3 つの分科会においてこれまで実践されてきた試行的な取組等の状況を踏まえた検討を進めてきた。

本報告は、このような、当有識者懇談会及び各分科会における取組とその成果、それらに基づく検証・検討状況及びこの間の法曹有資格者の活動領域の拡大の状況を踏まえ、引き続き法曹有資格者の活動領域を拡大していくための今後の具体的な取組の在り方に関する指針をまとめたものである。

国・自治体・福祉等の分野

1 これまでの取組及び成果について

- (1) 国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。

ア 日本弁護士連合会は、地方行政分野における弁護士を始めとする法曹有資格者の専門性に対するニーズを把握するために、全国の自治体を対象に調査を実施した。その結果、多くの自治体が弁護士会からの支援を受けることに関心を示していること、また、弁護士を始めとする法曹有資格者を職員として任用し、訴訟対応や法律相談だけでなく、条例等の制定に関与する例規業務などの政策法務、債権回収等の分野で活用することに関心を示している自治体があることが明らかとなった。

このような実態把握の取組と並行して、日本弁護士連合会においては、各地の弁護士会に働きかけて自治体との連携構築を進めてきた。これまでに10の弁護士会が、自治体行政の支援のために弁護士が提供可能なサービスをリスト化した行政連携メニューを作成し、自治体に提供している。このような取組の結果、弁護士会が、自治体からの依頼で専門分野に応じた弁護士を相談員として紹介したという具体的な実績も挙げられている。

イ 福祉分野に関する取組の例としては、大阪で、弁護士会の負担により大阪府内の自治体にある地域包括支援センター等に弁護士を派遣し、その職員から法的問題に関する相談を受ける取組を実施し、400件を超える相談実績を挙げた。また、各地の弁護士会においても、ひまわりあんしん事業による電話相談・出張相談等を行い、弁護士会によっては、数千件の活用実績を挙げた例もある。

また、法務省は、認知機能等が十分でない高齢者・障がい者への法テラスによる法的支援の拡充などを内容とする、総合法律支援法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

ウ 法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から、国・自治体・福祉の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から、最高裁判所とも連携し、国の機関、自治体及び福祉機関を対象として、司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行ってきた。その結果、これまでに複数の国の機関、自治体及び福祉機関が司法修習生の受入れに前向きな姿勢を示している。また、日本弁護士連合会は、各地の弁護士会や関係機関と協力して、今後弁護士の専門性の活用が期待される分野に関する研修会や、弁護士の公務員任用等に関する各種の研修やセミナー等を開催した。

さらに、一部の法科大学院では、自治体における法曹有資格者へのニーズに対応し得る能力を身に付けた人材を養成するための講座の開設等の取組を進めている。

- (2) 以上のような取組の成果もあり、この分野における法曹有資格者の活動領域は拡大傾向にある。例えば、地方自治体で常勤職員として勤務する、

弁護士を始めとする法曹有資格者は、平成 25 年 10 月時点で 48 自治体において 62 名であったものが、平成 27 年 3 月現在では、64 自治体において合計 87 名に増加している。

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、今後この分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

- (1) 自治体の分野では、従来から多くの自治体が顧問弁護士への委嘱を行っているほか、前記のような各地の弁護士会と自治体との連携構築も進んでおり、法曹有資格者の専門性の活用は一定程度広がっていると見える。他方、法曹有資格者を職員として活用することについては、多くの自治体が関心を有しているが、任用に向けた具体的な検討にまでは至っていない。

この原因としては、まず、多くの自治体においては、法曹有資格者の活用を想定している局面としては法律相談や訴訟対応など、従来から外部の弁護士が担っていた業務が中心となっているため、外部の弁護士の活用とは別に法曹有資格者を職員として任用する必要性が薄いと考えていることが挙げられる。また、政策法務等の新たな分野での法曹有資格者の活用が始まってから間もないため、法曹有資格者が自治体の職員として果たし得る役割、法曹有資格者の活用による行政サービスの向上などの効果及び外部の弁護士との役割の違いなどを具体的に示す実例が限られており、法曹有資格者を任用することについて市民の理解を得るに際しての根拠となり得る情報を、任用に関心を有する自治体が十分に蓄積できていないことも挙げられる。

他方、法曹有資格者の側においても、自己の活躍の場としての認識が薄いことに加え、自治体で求められる能力を涵養する機会も十分でないといった問題がある。

- (2) 福祉の分野では、前記のような弁護士会の取組が、自治体や福祉機関から一定の評価を得ている。しかし、この分野に関するこれまでの取組は、弁護士会や有志の弁護士による自発的な取組にとどまっているものが多く、自治体や福祉機関から、継続的な施策又は事業として行われるべきものと認識されるには至っていない。福祉の分野において法曹有資格者の活用が進むためには、法曹有資格者の専門性が施策又は事業の中で活用される取組が積み重なることにより、福祉の分野における法曹有資格者の果たすべき役割が拡大していくものと考えられる。
- (3) 国の機関においては、特定任期付公務員などの形での法曹有資格者の任用は自治体と比べて一定程度進んでいるが、今後、法曹有資格者の活用が更に進むためには、それが法の支配の実効化のために有用であるという認識をより広く共有することや、国の機関で行政等の業務に従事できる専門性を身に付けた適切な人材の養成・確保が重要となる。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると、これらの分野で法曹有資格者の活用を一層拡大するためには、以下のような取組を更に進めることが有用である。

- 日本弁護士連合会は、関係機関や自治体等の協力を得て、前記1の取組から明らかとなった、自治体や福祉の分野において弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績等を、セミナーやシンポジウム等を通じるなどして、実際に弁護士の活用を検討する自治体等との間で共有する取組を実施する。また、各地の弁護士会においても同様の取組を進めるとともに、各自治体や福祉機関等に対し、弁護士の活用に向けて個別的に働きかけることが期待される。

これに併せて、各地の弁護士や弁護士会が、各分野で生じる問題を解決する実績の積み重ねに基づき、自治体や福祉機関の側においても、実際に法曹有資格者を複数活用することで行政サービスの向上等を実現している自治体の例などを参考に、それぞれの規模に応じ、政策の推進や業務の遂行のために法曹有資格者を活用する方策を検討・実施することが期待される。

- 日本弁護士連合会は、関係機関の協力を得つつ、自治体における政策法務や福祉の分野について、弁護士がこれらの分野で活動するに当たり必要とされる能力を涵養し、あるいは経験を共有するための研修等の取組を実施する。各地の弁護士会においても同様の取組を実施することが期待される。
- 最高裁判所においては、法務省の協力を得て、国の機関、自治体及び福祉機関における司法修習（選択型実務修習）の充実に向けて必要な取組を継続することが期待される。また、これと併せて、法科大学院においても、自治体法務に関するプログラムの設置、自治体におけるエクスターンシップ、修了生の就職に関する自治体との連携などに取り組むことが期待される。
- 法務省は、これまでの実績や以上のような取組を通じて得られた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体や福祉機関等の間で共有され、もって法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、日本弁護士連合会、関係省庁、自治体等の協力を得て、必要な連絡協議等の環境を整備する。

企業の分野

1 これまでの取組及び成果について

(1) 企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。

ア 日本弁護士連合会においては、弁護士の求人・求職情報を掲載する「ひまわり求人求職ナビ」の利用企業に対するアンケート等を行い、企業による弁護士の求人・採用の実態を調査した。その結果、企業に採用された弁護士の所属部門は依然として法務部門が多くを占めているが、企業戦略の構築に携わる部門に所属する例も認められた。

また、「ひまわり求人求職ナビ」についてシステムの運用改善のための措置が講じられた結果、月ごとの平均申請件数が増加した。

イ 日本弁護士連合会においては、各経済団体等の協力を得るなどして、弁護士の採用に関する企業向け情報提供会・情報交換会を開催したほか、司法修習予定者等を対象とした企業への就職活動ガイダンスを実施し、さらには、東京三弁護士会による司法試験合格者を対象とした就職合同説明会を実施し、いずれも相当数の参加者・参加企業を得た。

これらの取組を通じ、企業による法曹有資格者の具体的な活用に結びついた例も分科会で紹介された。

ウ 法曹有資格者の能力の涵養については、一部の法科大学院において企業法務等に関する科目の開設や継続教育の取組が実施されている。また、日本弁護士連合会においても弁護士を対象とする研修・セミナーなどを開催した。

法務省においては、法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から、企業の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から、最高裁判所とも連携の上、各経済団体の協力も得て、企業を対象として、司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行い、これまでに複数の企業が司法修習生の受入れを表明したところである。

(2) 以上のような取組の成果等もあり、企業内弁護士の数は増加傾向にあり、日本組織内弁護士協会の統計によると、平成26年6月には619社において1179名となっており、平成25年の同時期と比較して200名以上増加している。

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、企業の分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

(1) 前記のような企業や法曹有資格者への情報提供の取組の効果などもあって、企業内弁護士の数は増加を続けており、弁護士を始めとする法曹有資格者を活用することの利点は、企業にも相当程度共有されているといえる。もっとも、実際に企業内弁護士を採用する企業は、大都市圏の大企業が中心と

なっているのが現状であり，企業規模的にも地域的にも，更なる採用の広がり
の余地が残っている。

- (2) 企業内で勤務する法曹有資格者が担当する業務は，法務に関連するもの
が中心となっているのが現状である。しかし，法曹有資格者が，企業にお
いて求められる素養や能力を養成段階や継続教育等で身に付け，企業内
において更に経験を積み重ねることなどを通じ，その法的な専門性を生かし
て経営戦略の構築などに関与することができるようになれば，企業におけ
る法曹有資格者の活躍の場面は，更に広がることが期待できる。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及びその成果並びに課題を踏まえると，企業の
分野で法曹有資格者の活用を更に拡大するためには，以下のような取組を更に
進めることが求められる。

- 日本弁護士連合会は，経済団体等と協力し，企業内弁護士を活用すること
の有用性や具体的な実績等について，前記1のような形での企業への情報提
供並びに企業間及び企業・弁護士間の情報共有の取組を全国各地に広げてい
く。また，各地の弁護士会においても同様の取組を進めることが期待される。
- 日本弁護士連合会は，企業内弁護士の実情に配慮した会内の環境整備につ
いて，引き続き検討を進める。これに併せて，各地の弁護士会においても同
様の取組が進むことが期待される。
- 日本弁護士連合会は，日本組織内弁護士協会や経済団体と協力して，その
採用の形態を含めた企業における弁護士等の活用の実態や，キャリアパスに
関する情報を調査した上，各種の媒体を通じて，法科大学院を始めとする法
曹養成を担う機関及び法曹有資格者との間で共有を図る。
- 日本弁護士連合会は，企業のニーズに応じた実践的な研修の強化を図る。
また，法科大学院において，企業法務に関する科目の設置，企業におけるエ
クスターンシップ，法曹有資格者の就職に関する企業との連携などに取り組
むことが期待される。
- 最高裁判所においては，法務省の協力を得て，企業における司法修習（選
択型実務修習）の充実に向けて，必要な取組を継続することが期待される。
- 法務省は，日本弁護士連合会，経済団体等の協力を得て，これまでの実績
や前記のような取組を通じて明らかとなった，法曹有資格者の専門性の活用
の在り方に関する有益な情報が企業等の間で共有され，この分野における法
曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，必要な連絡協議等の環境を
整備する。

海外展開の分野

1 これまでの取組及び成果について

海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関しては、これまで、以下のような取組が進められてきた。

- (1) 法務省では、平成 26 年度から、日本企業の進出が期待される東南アジアの国々において、現地の法執行の状況や、現地に進出した日本企業等や海外在留邦人が直面する法的ニーズにつき、弁護士に委託して調査を実施してきた。
- (2) 日本弁護士連合会は、日本貿易振興機構（ジェトロ）等の関係機関との連携の下、各地の弁護士会の協力を得て、海外展開に取り組む中小企業に対し、渉外法律業務に通じた日本の弁護士による法的支援を提供する取組（日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度）を行ってきたところ、これまでに 100 件を超える支援の申込みがあり、海外展開する中小企業に法的支援のニーズが一定程度あることが明らかとなった。
日本弁護士連合会では、このほかにも、関係省庁等と連携した中小企業等支援の取組や、渉外対応力のある弁護士の育成支援等の取組を進めてきた。
- (3) 外務省は、日本企業の活動を法的側面から支援する体制を強化するための方策を検討し、現地の法令、法制度等についての調査・情報提供や法的問題に関する日本企業へのアドバイス等の業務を日本の弁護士に委託する取組を平成 27 年度から実施することとした。
- (4) 一部の法科大学院等においては、学生のみならず弁護士をも対象とした、法律英語や国際紛争解決手続等に関するカリキュラムの策定・開講が進められている。

2 法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ、今後、法曹有資格者の海外展開を一層進展させるために、以下の課題について検討・対応が必要である。

- (1) 新興国市場への進出は、政府における「成長戦略」の一環と位置付けられており、中小企業がこれらの国に海外展開する機会も増加しているものの、多くの中小企業は、海外展開に関する経験が必ずしも豊富ではなく、また、海外展開に当たって直面する法的リスクに関する情報に接する機会も多くない。したがって、多くの中小企業では、海外展開の際に日本の法曹有資格者を活用する利点や、国際的な分野に明るい法曹有資格者へのアクセスの方法に関する知見が乏しい。
- (2) 海外に在留する邦人を法的に保護するという観点からは、現地で邦人保護を担う領事機関との連携、現地の弁護士・関係機関との関係構築等が必要であるが、これらの取組は緒に就いたばかりである。
- (3) 法曹有資格者が国際的な分野の職務に従事するためには、語学、交渉能力、外国の法制度やその運用等に関する知識などを身に付ける機会が必要であるが、そのような機会の確保を更に進める必要がある。

3 今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると、海外展開の分野で弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を一層拡大するためには、既存の取組を引き続き継続することに加えて、以下のような取組を更に進めることが有用である。

- 日本弁護士連合会と関係機関等が相互に協力し、特に中小企業等の海外展開の際に直面することが想定されるリスクやこれに対する日本の弁護士の具体的な貢献の在り方といった有益な情報について、具体的事例を集積し整理した上で、そこから得られる知見や典型例を共有し、海外展開を予定する企業等に情報提供していく。
- 日本弁護士連合会は、関係機関と協力して、日本の企業等の海外展開支援を始めとする、国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のために、身近にいる弁護士や関係機関を窓口として、様々な国際的な法務の分野に対応能力のある弁護士に容易にアクセスできる仕組みを構築することを検討する。
- 法科大学院においては、法律英語に関する講座や、国際的なビジネス法務に関する講座等、国際的な能力を涵養するためのプログラムの提供に取り組むことが期待される。
- 法務省は、内閣官房に設置され、法務省も構成員となっている「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で、日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等、日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。

構成員等及び開催経過

第1 有識者懇談会について

1 構成員

座長 大島 正太郎 元WTO上級委員会委員, 株式会社国際経済研究所理事長, 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員 泉 房 穂 明石市長
岡野 貞彦 公益社団法人経済同友会常務理事
田島 良昭 社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事

2 開催経過

第1回（平成25年10月11日）

委員の紹介

法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の紹介

法曹有資格者の活動領域の拡大について意見交換

第2回（平成25年11月8日）

各分科会からの結果報告

新たな活動領域で業務を遂行する上での課題に関する意見交換

第3回（平成26年3月25日）

各分科会における取組の現状及び課題

これまでの取組で明らかとなった課題等に関する意見交換

第4回（平成26年10月24日）

各分科会からの報告及び意見交換

第5回（平成27年2月9日）

各分科会からの取りまとめ骨子（案）の報告及び意見交換

第6回（平成27年5月18日）

各分科会の取りまとめに関する報告

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ（案）」に関する意見交換

第2 各分科会について

1 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

(1) 構成員等

座長 田島良昭 社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事

構成員 泉房穂 明石市長

北川正恭 早稲田大学政治経済学術院教授

大貫裕之 中央大学大学院法務研究科教授

内閣官房

法務省

日本司法支援センター

日本弁護士連合会

オブザーバー 人事院

総務省

文部科学省

厚生労働省

公益社団法人日本社会福祉士会

(2) 開催経過一覧

第1回（平成25年10月30日）

構成員等の紹介

国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の報告及び意見交換

第2回（平成25年12月3日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第3回（平成26年2月6日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第4回（平成26年5月22日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第5回（平成26年9月17日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第6回（平成26年11月21日）

試行方策の進捗状況等に関する報告及び意見交換

第7回（平成27年1月26日）

試行方策の進捗状況等に関する報告

内閣官房法曹養成制度改革推進室による調査報告

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第8回（平成27年4月10日）

取りまとめ案に関する意見交換

2 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

(1) 構成員等

座長	岡野貞彦	公益社団法人経済同友会常務理事
構成員	井上由理	昭和シェル石油株式会社常務執行役員 経営法友会幹事
	片山直也	慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授 内閣官房 法務省 一般社団法人日本経済団体連合会 日本組織内弁護士協会 日本弁護士連合会
オブザーバー	文部科学省 経済産業省	

(2) 開催経過一覧

第1回（平成25年10月29日）

構成員等の紹介

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の報告及び意見交換

第2回（平成25年12月3日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第3回（平成26年1月27日）

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から見た法曹養成制度の在り方について意見交換

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第4回（平成26年3月5日）

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から見た法曹養成制度の在り方について意見交換

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第5回（平成26年6月19日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第6回（平成26年9月9日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第7回（平成26年12月3日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第8回（平成27年2月5日）

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第9回（平成27年4月22日）

取りまとめ案に関する意見交換

3 法曹有資格者の海外展開に関する分科会

(1) 構成員等

座長 大島 正太郎 元WTO上級委員会委員, 株式会社国際経済研究所
理事長, 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員 道垣内 正人 早稲田大学大学院法務研究科教授
内閣官房
法務省
外務省
海外業務研究会
日本商工会議所
日本弁護士連合会

オブザーバー 文部科学省
経済産業省・中小企業庁
独立行政法人日本貿易振興機構

(2) 開催経過一覧

第1回（平成25年10月15日）

構成員等の紹介

法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策の報告及び意見交換

第2回（平成25年11月27日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第3回（平成26年1月30日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第4回（平成26年5月28日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第5回（平成26年9月11日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

日本の弁護士の海外での活動についての報告及び意見交換

第6回（平成26年12月19日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

国の機関における国際交渉等における法曹有資格者の活用の例につき、米谷三以氏
からヒアリング

第7回（平成27年1月27日）

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第8回（平成27年4月24日）

取りまとめ案に関する意見交換

法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ案）

内閣官房法曹養成制度改革推進室において行った調査により判明した法的需要の状況及び弁護士活動状況に照らすと、法曹人口は、全体として今後も増加させていくことが相当であると考えられる。

そこで、新たに養成し、輩出される法曹の数として相当と考えられる規模について検討すると、現行の法曹養成制度の下で、これまで、司法試験合格者数（平成23年までは新司法試験合格者数）でいえば、おおむね毎年1,800人ないし2,100人程度の規模の数を輩出しているところ、この規模については、現状において、新たに法曹となる資格を得た者のうち多くのものが、社会における法的需要に対応した活動の場を得ているという点で、一定の相当性を認めることができる。他方、前記の法的需要に影響を及ぼし得る社会的・経済的な外的諸事情に流動的な要素もあることからすれば、相当と考えられる法曹の輩出規模はある程度の幅を持ったものとして考えるべきである。

その上で、法曹養成制度の実情及び法曹を志望する者の減少その他の事情による影響をも併せ考えると、法曹の輩出規模が現行の法曹養成制度を実施する以前の司法試験合格者数である1,500人程度にまで縮小する事態も想定せざるを得ない。そればかりか、このまま何らの措置も講じなければ、司法試験合格者数が1,500人程度の規模を下回ることになりかねない。

しかし、司法制度改革において掲げられた法の支配を全国あまねく実現するという理念の下で、今後も、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化の進展が必要であることに変わりはない。そのことからすれば、新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの提言は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法曹養成制度改革顧問会議 検討予定(案)

平成27年5月28日現在

	開催日時	議 題
第21回	平成27年 5月28日(木) 14:30~16:30	○ 推進会議に向けた報告について
第22回	6月11日(木) 10:00~12:00	○ 推進会議に向けた報告について
第23回	6月30日(火) 10:00~12:00	○ 推進会議に向けた報告について

	平成27年 7月15日(水)	法曹養成制度改革推進会議設置期限
--	----------------	------------------